

令和3年3月31日
東京国道事務所

「大径木化した樹木への対応に関する検討委員会」

設立趣意書

街路樹は、道路景観の向上や沿道環境の保全、道路交通の安全性・快適性の確保等を目的として道路空間に植栽されるものであり、東京国道事務所管内においては、約 16,000 本の街路樹を管理している。

管内の多くの街路樹は、植えられた当時と比べ樹木も生長し、周辺環境も都市化されてきており、道路空間や沿道環境との不適合が見られるようになってきている。特に、国道20号のケヤキについては生長が著しく、大径木化した樹木による歩道部の根上がりや横断防止柵・縁石の破損など、道路管理において大きな課題となっている。

そこで、このような課題に対応するため、有識者および専門家で構成される「大径木化した樹木への対応に関する検討委員会」を設立し、検討を行うものである。